

重 医療費などを助成する 重度心身障害者医療費助成制度（県障）のお知らせ

問い合わせ	福祉課福祉政策室 ☎ 53 - 2111 (内線 2322)	記事 ID	0042465
	または各支所地域振興課地域福祉室		

重度心身障害者医療費助成制度（県障）は、重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費（標準負担額減額認定証を持っている人）、訪問看護医療費を助成する制度です。自立支援医療など、ほかの医療費の軽減制度が受けられる場合は、そちらが優先されます。

※転入してきた場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください

■利用できる人

- ①身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人
- ②療育手帳Aの交付を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ※一定以上の所得があると助成停止となります

■助成の受け方

「受給者証」を健康保険証とともに医療機関の窓口
に提示することで、一部負担金だけの支払いとなります。

【一部負担金】

医療機関ごとに月ごとで

- ▶外来 530円（1回）※月4回まで負担
- ▶入院 1,200円（1日）
- ▶訪問看護 250円（1日）

※調剤薬局へ支払う額は無料です

※現在受給者証をお持ちの人は、8月末までに
新しい受給者証を送付します

■医療費の払い戻し（償還払い）

申請をすると後日、自己負担額を超えた金額を還付します。

- ①治療用装具を購入したとき
- ②入院時生活療養費を支払ったとき（市民税非課税世帯の場合）
- ③県外の医療機関を受診したとき



村 受給対象となる人はご確認を 上市心身障害者福祉金が支給されます

問い合わせ	福祉課福祉政策室 ☎ 53 - 2111 (内線 2322)	記事 ID	0046450
	または各支所地域振興課地域福祉室		

■受給対象となる人

令和3年7月1日現在で次の①～⑤すべてに該当する人が対象です。

- ①身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- ②市民税が非課税で、公的年金および手当（※）の支給を受けていない人
- ③1年以上市内に住所を有している人
- ④施設に入所していない人
- ⑤生活保護を受給していない人

※「公的年金および手当」とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当などをいいます

■申請に必要なもの

- ①心身障害者福祉金支給申請書
（福祉課および各支所地域振興課地域福祉室にあります）
- ②振込口座の通帳
- ③印鑑

■福祉金の額

	【身体障害者】	【知的障害者】	【精神障害者】
1級	5万円	A判定 5万円	1級 5万円
2級	4万円	B判定 3万円	2級 4万円
3級	3万円		3級 3万円

※昨年該当された人にはお知らせをお送りします

